**平成30年度　第1回大阪府景観審議会　会議要旨**

**住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課**

 開催日時：平成30年7月3日(火)　15:30～17:30

出席委員：加藤(晃)会長、下村会長代理、岡委員、中嶋委員、長町委員、野呂委員、横山委員、若本委員、

石川委員、加藤(精)、鈴木委員、髙見委員、

善本委員、武田委員、橋本委員、藤本専門員、

山岸専門委員

【事務局】

　＜資料1、2説明＞

【委員】

ただ今、策定いたしました都市景観ビジョン大阪の概要と、それに基づいて今年度何をするか、行動する審議会としてですね、何をするかという観点から三つのプロジェクトを説明していただきました。

一番上の淀川の魅力ある景観づくりに向けた検討につきましては、都市空間創造室のほうで既に進めておられて、それを見守るという形になるのでしょうか。連携して議論に加わっていきたいということで、淀川の魅力ある景観を育てていくと。そういうことでございました。

更に二番目と三番目に、PDCAサイクルとか、あるいはビュースポットの発掘、情報発信という、これが主に今年度の行動する内容かなという印象を受けましたけれども。皆様には、ここであの、今年度の三つのこの取組ですね、これが昨年度のビジョンと絡めて優先的に取り上げていく内容としてふさわしい、あるいは妥当である、そういうようなご意見をいただければ、追尾していただければありがたいというそういうことが一点と。具体的に、３つ、特にご説明頂いた二番目と三番目のPDCAの確立、あるいはビュースポットの発掘についての大枠の進め方を説明していただきましたので、それについての少しコメントをいただければ。詳しくは部会のほうで、少し検討を進めさせていただきたい。それのお許しをいただければというそういう趣旨ですので。まず３つありました、それぞれにつきまして、もし意見がございましたら、ブロックごとにご意見を承りたいと思います。

最初に淀川の魅力ある景観づくりに向けた検討ということにつきまして、もしご意見がございましたら頂戴したい。それと、全体的にこの三つくらいで良いか、非常にこれは欠けてるんじゃないか、これはちょっと寂しいねという言い方もあるかもしれませんが、もしそういうご意見がございましたらよろしくお願いしたいと思います。大いにこれでいいんじゃないの、という議論も結構でございますので。その二点で伺いましょうか。あまり時間頂戴していないんですよね。今日はこれ。五分で終われって書いてある。一番目は。淀川の魅力ある景観づくり都市空間創造室のほうで進めていただいております、プラットホームづくりであるとかですね、そこでの視点場の発掘であるとかにつきましては、五分ぐらいの全体の意見を頂いておりますので。まあ、私のほうから一つだけ。これ淀川ですから大阪の府のですね、主要な景観で非常に重要なライフスケールの問題のことでもちろん異論は無いわけですが。従来から、淀川の景観というと大体スーパー堤防ということでですね。こうセットで、昔議論されたようなところがありまして、スーパー堤防はどうなっているのでしょうか。するかしないかでものすごく大きなね。景観の魅力作りに影響があるのが、東京の歴史保険の例でございますけれども。それほど気にしないでソフトでやっていくというそんな姿勢でございましょうかね。

【事務局】

スーパー堤防につきましては、これまで淀川前端とかもそうですけれども、できるところは取りあえず手がけてきて、今は中々。まったく止めたわけでは無いようなんですけれども中々進んでないという実態がございます。あまりスーパー堤防に拘って景観を議論するというのは、どうかなというところもありまして、淀川の全体の魅力をどう発掘するかというところに今回主眼をおきまして、みなさん府民目線でそういったものをどんどん出していただいて、淀川の魅力を対外的に発信していけたらなというところが、それがひいてはまちづくりに繋がって行くのではないかなということで、淀川を題材に検討を進めていきたいと思っております。

【委員】

もう20何年前ですかね。大阪美しい景観づくり推進会議からですかね。条例化のお手伝いもさせていただいて、○○先生も一緒にずっとやらせていただいていた訳ですけれども。淀川というのはご承知のようにやっぱり500ｍの堤内地の部分は、まあ景観形成地域に指定されておりまして、それなりの指導をやってきておられると思っておりますが。その中で、今回景観づくりという風なことをお話しされておられますが、線的空間の連続的にどういう風な魅力的ポイントがあって、いわゆる、たとえば枚方宿であるとか、京街道の方でも決めております街道筋というのが色々河川敷には有りますので、そういった辺りで今現行の景観でやっている、あの500ｍの空間の話と、街道でやっている、街道指定しましたので、そういった京街道をどう取り上げていくかですね。京街道をやるとしたら、これ線的空間でもぶち切れているんですね京街道っていうのは。ですので、その辺りの連続性をどう確保するか。もう完全に淀川というのはひとつのキーワードであって、そこをポイントだけこう選んでくるような形を経変的にやっていくようなイメージなのか。どういうようなイメージを持たれているのかがひとつです。それと、淀川というのがキーワードになっておりますが、まあこれもご承知のように、堤外地の方は国営公園で指定されていて、公園法で縛られている地域な訳ですね。それを活用エリアから保全エリアまでどのあたり、保全エリアまで、そういった形での景観の、所謂ゾーニングが行われているという所の、堤外地の方でゾーニングがあるわけですよね。それとどういう風にこうまちづくりを、堤外地と堤外地を一定的にほんとにこう考えておられるような淀川のまちづくりを考えておられるのか。もう淀川は淀川で通っていると、で、昔淀川両岸一丸のようにやられている、スポットスポットの写真というんですかね、絵図を参考にしながらまちづくりを進めていくのか。何か機軸をしながらこう淀川を使わないと、淀川って言うのは極端にこう繋がっているというイメージだけで、やっぱりくらわんか船も含めて、アクティビティをどうされるのか。ちょっとその辺りの視点がどのようになっているのかをお聞かせいただきたいという風に思います。

【事務局】

今回は、街道が両側にあるということは先ほどちょっと申し上げたんですけれども。淀川から見える範囲ということを基本的に、あるいは淀川を望める範囲を景観の対象に考えておりまして、中々淀川の堤防に立って街道が見えるかっていうと。500ｍの話は確かにありましてね、景観計画を変えていこうとかそういう考えはほんとございませんので、沿線市町の方もオブザーバーには入って頂くのですけれども、その内陸側のあの堤内地側の景観をごっそり変えていこうという発想ではなくて。淀川の中の、河川公園なんかは勿論ありますし、そういった河川公園でいろんなイベントをされているまちづくりの団体さんもおれば、そういう街道沿いで賑わいづくりをされている団体さん。そもそもそれぞれがちがう主旨でまちづくり活動されておりますので。最終的には淀川の魅力を感じて多くの方が淀川を訪れていただいて、またその周辺の地域の魅力にも、味わっていただけるような方向に、この景観という切り口で持っていけたらなという所で考えておりますので、景観計画を何か変えるとかそういう考えで進めようということではございません。

【委員】

はい。そのつもりでは聞いておったんですけれども、20年から30年位前ですかね、建設省がやってたふるさとの川の整備事業、これが堤内地と堤外地を一定的にやろうというふうなことで、ずっとその地域、地域で、ほんとに堤内と堤外とを結びつけるようなね、そういった計画をやってきたかと思うんですね。なので、それこそ眺望点調査、今度ビュースポットの調査でも、公的空間でいうと河川の所謂天端、堤頂部分ですよね。この辺りからの見えっていうのはかなりこうきついと思いますし、逆に高水敷に降りてしまうと高水敷からは形態部分で向こうは借景的にあまり低い部分は見えなくて、上部分が見えてくるような景観形成になっていくわけですね。そういった景観の取組と、その提内地の活動と。でそれが、公園でやっている活動が静態的な活動なのか、運動的な活動なのか、あとはアドプトみたいなのをやってるのか。そういう活動の種類によって取組の内容も違いますし、それがこう点在してるっていうのが淀川の特色なのか。それを本当は連続的に繋げていくって言うことがね、淀川の持っている意味合いだと思ってまして。ですからこう単体、単体がこう活性化していくのは第一ステップであって、それをいかに継承していくかっていうのが。報告書では「これの継承が課題です」って書いたらいいんですけどね、ですけど、それをほんとにどうやっていくかって所がね、しっかりとこう、メンバー見たらそういうことが議論させていただける方々だとは思うんですけど、まあその辺りを非常に希望いたします。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

はい、どうぞ。

【委員】

今のお話とはちょっと違う意見なんですけど、これとても面白いテーマだと思うんですね。今、水辺リングですとか、若い方たちが活用の方で、水辺っていうのは非常に全国的に注目されていますよね。そういう意味で活用があって初めて整備も起きるっていうのもあって。活用のイメージを束ねて、大淀川が上流から下流まで繋がって、その活用が見えたから、じゃあ各町村さんに河川敷の設備関係を整備させたり、今先生がおっしゃったような本質的な景観に繋がるようなことにね。今放置されているものが、活用を束ねることで見えてくるかもしれないと思いますので、私はぜひ頑張ってまとめて頂けたらなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

大阪の川は色々ありますが、淀川は代表的なもので、リーディングプロジェクトということでいいと思うんですけど。日本の川っていうのは短いから、大雨が降って、川の流れが変わったり、水量が変わったりして、大変景観がものすごく変わってくる。その中で淀川は安定してるのでいいと思います。淀川には橋があり、鉄道があるんで。橋とか道路とか言うのは国府の管理なんでいいんですが、鉄道は私鉄なんで、私鉄にも協力を仰がないといかんと思いますので、そこの所よろしくお願いします。以上です。

【委員】

ありがとうございます。スーパー堤防であればですね。今委員がおっしゃったような、堤外地と堤内地の一体的スケールとかね、当然正面に出てきますから。非常にこう、プロジェクト的にやりやすいんですけど、まあそれが下すぼみになったら堤外地・提内地は別世界ということにならざるを得なくて。それを少し状況を変えていくのは河川法の改正だと思うんですよね。河川法の提外地の辺りを、一般市民にどんどん開放してアドプトしてもらうなり、利用してもらうようなアクセスが非常にしやすくなったわけですね。そういう中で、今のようなご説明の景観資源の発掘の、価値のある場所になってきた、そういう可能性が出てきたという。そういう大きな流れがあるので。是非、それは積極的に使ってね。十三の辺りは非常に芝生が出来てね、良くなってるきているんですよね。そういう流れを先取りするような景観づくりで、ソフトでちょっと話は小さいけれども。スーパー堤防に比べますとね。頑張っていただければということで。これは本年度の重要なテーマに位置付けさせて頂いてよろしいでしょうかということで。よろしいですね。ありがとうございます。

では、二番目のPDCAサイクルの確立。公共事業においてですが、山梨県の例を少し説明いただきましたけれども、これに関しまして。では、ご話、意見、もしご質問も含めてございましたら、どうぞ、どこからでも結構ですので。はい、どうぞ。

【委員】

質問ですけれども、アドバイザー制度でですね。こういう風にチェックしていく。見守っていくってすごく大切なことだと思いますので、是非進めていただきたいと思います。ただ、範囲がですね、府の案件だけなんでしょうか。国の案件も入るんでしょうか。

【事務局】

その辺は今後の検討ということで。まず、府の事業としてやっていきたいと。国の事業も対象にするのであればですね、やはり条例の改正とかそういうような形をしないと中々難しいかなあというように思っております。まずはあの率先垂範ということでですね。府の事業をやっていきたいという風に思っております。ただ市町村さんで、例えば岸和田市さんとか、府よりも先行されてアドバイザー制度持っておられるようなところがございますので、そこはですね、府の事業であっても、市町村さんが同等以上の制度持ってるところはそちらに委ねると。府が、市町村さんがそういう制度を持っておられないところはですね、府の方でこういうアドバイザー制度で、やっていくという風な考えを持っています。市町村さんの事業についてもですね。市町村さんにご相談ですけれども、自分の所でそういう事業、制度を、アドバイザーの制度を持っておられる所はやられると思うんですけれど、そういうところが無い場合にですね、府の制度を使ってやるかというのはですね、今後検討の課題かなと。これは市町村さんのご希望にもよりますし、「そこまでするつもりは無い」と言われれば、条例か何かで縛りをかけていかないと行政的には難しいかなと。まずは府としてですね、率先垂範で、自らやっていってですね。その後、ちょっと今年広げる分については今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

【委員】

私もあのいくつかの市でアドバイザーをしていますが、是非そんな辺り一緒に調整を取っていただいて。是非、近畿地方整備局の景観のアドバイザーもしてるんですけど、ほぼ案件が挙がってこないような状況なんですね。規模等に入らないということで。それはやはり府がされてもいいんではないかなぁという風に思うところがあります。よろしくお願いします。

【委員】

率先垂範の中に、先取り、でしゃばれという意見。三重県の場合は、要綱事業でという風に書いてあるんですけれども。山梨県の場合は、これは単なる率先垂範ですか。それとも要綱、事業あるいは条例化された、制度的にはどういう位置付けになっているのか。それから大阪府さんが今後進められる場合は、さきほど条例化云々というのがチラッと言葉が出ましたけれども、その辺の最終的には国の制度で考えておられるのかなということがあります。

【事務局】

まず、山梨県の場合は一応要綱でされております。次回の部会が設置されたらですね、部会の方でご報告させていただこうかなと思っているんですけれども、まず、大阪府の方で公共事業がですね、どの程度その、景観に配慮してやっているかというのを、まずきっちり抑えないけないなと思ってまして。その調査を先ほどご照会させていただいた庁内の連絡会議で今やっております。そこでまずどういう、今の、コスト縮減みたいなのをかなり計りながらですね、やっておりますので、その現状把握した上で、まずその大阪にとってどういうやり方が出来るのかということを考えていければなとは思っております。

【委員】

河南町ではですね。景観条例も考えているんですけれども。美しい河南町基本条例と、環境条例持ってるんですが、次に景観条例をつくって三部作にしようと思ってるんです。うちではですね、こういうアドバイザー制度というのはすぐには無理だと思いますが、その場合は、もし府でこれが出来てたら、ちょっと使わせて欲しい言いいますか、それに乗りたいんですけど、その時のスキームというのは、今考えておられるのは、どういう風な動きをすればいいんですか。

【事務局】

そこら辺りは府の方でも制度がまだ立ち上がっておりませんので、府の方でやらせて頂く中でですね。河南町さんの場合は、将来的には景観行政団体に是非ともなって頂きたいんですけれども。この過渡期においてですね、府が景観行政団体ということでございますので、そこは可能性としてはあるのかなあということで、まあ思ってるんですけれども。今この時点でですね、府の方制度が立ち上がっておりませんので、前向きには検討して参りたいと思っております。そこら辺は今後ご相談させていただきたいという風に思っております。内部的な調整も必要であると思いますので。それから、景観行政団体ということでの視点ということでございますので、そこら辺は町さんの方でですね。どのようなですね、取組に生かしていくかどうかというところの町のご判断もあるかと思いますので。

【委員】

皆さんおっしゃるとおりでして。アドバイザーというのは、まあ一元的に取り組まれているわけではないんですね。先ほどちょっとあのお話ありましたように、例えば、あの大阪府内でいいますと堺、豊中、吹田、交野、枚方、岸和田はアドバイザーをやってます。その基準は公共だけではなくて、対象物でいうと3000平米超えるものであるとか、15ｍ超える、もしくは6階建て超える。というように所謂、大規模の敷地もしくは構造物、屋外広告物を含めてですけれども。そういうのをアドバイザーしているのですが、そういうような基準を決めて、色の基準を決めているところもあれば、ざくっと決めているところもあれば、そういうのは所謂、公共物、公共建築建造物以外にも指導基準を決めているところもあれば、公共は公共で指導やっている。色んなやり方でやっておられるので、府はそれをおしなべてやろうと思うと一番ゆるい基準にならざるを得なくてですね。あとは厳しいものは各市町村で、という大体そういうので段々小さくなれば厳しくなっていくっていうような。なんかそういうことであると、かなり緩やかな基準になってしまって。ちょっと逆に言うとご担当の方々が、消化不良起こさないかとかですね。ですので、どこかでやられている基準、組織を参考に部会で検討されることになっていくのでしょうけど、今回公共施設なんで。基準をしっかり決めないとアドバイザーの方が言ったことが担当部局に通じないわけですよね。ですので、その辺の、所謂、指導基準の設定というのがまずキーになってくるのではないかなと。後は頻度だと思います。出てきたもの全部やって行くのかですね。先ほどあの市町村の例も、先ほど会長さん仰ってましたけど、やはりそういうところを全部引き上げていくのには、月1回でやるのか、いや出てきたときに開くのか。ある市では月に2回開いていますし。ですので、その辺の頻度と、予算も含めてでしょうけど。そういうのを、どのくらいの対象物あるか、先ほどご説明もあったように、今の状況と、頻度ですね。その辺りをこう検討する必要があるのかなということを感じました。

【委員】

そういうことを部会で議論をせよ、という主旨に変えさせていただいてよろしいでしょうか。とは言うものの、例として山梨県、三重県をご紹介いただいたわけですが、言ってみたら山梨県型で当然イメージされておられると理解していいですかね。要綱事業というイメージで。

【事務局】

先ほどご紹介が有りましたように、山梨県と三重県は大規模なものとですね、あと景観上重要なものですね。例えば市町村で景観形成地域の中でまあ需要視されている重点地区に入っていたりとかですね。そういうものを対象に、アドバイザーとかに入っていただいてですね、やって頂いているようです。当然市町村のほうでアドバイザー制度もっている場合は、そちらの方でやられて、それ以外のもので、県とかが重要と思っているものを県独自でですね、県の施設として対応しているというような状況になっております。それを参考に検討できればと思っています。

【委員】

少なくとも、うまくいっていそうだという事例ということで。

【事務局】

そうですね。かなり山梨県さんでも苦労しながら、部局的にも建築部局と土木部局と、同じ組織の中でですね、やってる中でも、かなり苦労されてですね。景観部局が道路担当部局に住宅とかあと建築部局に色々お願いするにしても、かなり日参してやっていて。やっとこういう仕組みが成立しているという状況ですので、その辺の状況のコミュニケーションというかですね。信頼関係と、あと仕組みですね。をしっかり協調した上でやっていく必要があるのかな、とは思っております。

【委員】

ありがとうございます。その他なにかありますでしょうか。はいどうぞ。委員。

【委員】

PDCAサイクルで継続的に改善していこうというというのは、基本的なスタンスとして非常に良いと思いますが、このPDCAサイクルのスケールがちょっとわかりにくいので教えてください。山梨県さんのモデルだと、構想段階でひとつのサイクル、設計段階では基本設計で一回実施設計で一回というサイクルかなと思いますが、部局内で、ひとつのプロジェクトをひとつのPDCAだと考えて、次のプロジェクトで前の反省点を生かすという、流れもあると思います。どの辺りを狙っているのでしょうか。

【事務局】

そこはまた部会でご議論していただければなと思っているのですけれども。山梨県の事例で行きますと、アドバイザーにかかるあの重要なものとか、大規模なものについては二回が基本アドバイザーで、先ほどご説明した構想の段階と、ある程度立ち上がって、基本設計くらいの段階である程度建物のイメージが出来てきた段階で、最後出来た段階で最後反省ということで、もう一回チェックするというとこもあります。まだこれ三年くらいですので、そこまで十分にいけてないという話なんですけれども。そこもやっていきたいということ。二回目か、まあ最後の三回目かという状況ですね。アドバイザーに乗らないものについては先ほどご説明したチェックシートですね。やっていったところで、そのチェックシート、ほんとに独自で各部局でやって頂いたものを今年度からですね、一応景観部局がそれをチェックシートを頂いて、意見交換するということで、少しレベルアップを図っていくとを聞いておりますので、その辺りを参考にしながら制度設計できればなと思っております。

【委員】

ということで、専門委員の方にはぜひとも加わっていただきたいと、委員お願いします。PDCAサイクルについて今年度の取組として、細かく議論を部会のほうでしていただけるということで、お認めいただけたら幸いでございます。

三番目の柱として、非常にルールの説明が有りました、ビュースポットの発掘・情報発信という取組を進めて参りたいということにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

ビュースポットは、ムービーでもいいのですか。

【事務局】

今議論しているのはですね。船とか、それはどうしようかということで議論してまして、ムービーとかですね、ちょっとそこまでは、今のところ想定はしてないのですけど、例えば船に乗った景観、先ほどの淀川でもそうですけど、船に乗った上での景観とか。海ですね、例えば海側から大阪を見る、そういう景観みたいなものは、ある程度定期的に運行しているような分はですね、対象にしていってもどうかなというのは我々の議論の中では出てますけれども。そこは皆様のご意見を頂戴しながらですね、考えていければなと思っています。

【委員】

そういう例は、この頂いた資料ですね、ビューポイントの事例の中で、少なくとも見当たりませんね。

【事務局】

そうですね。ないですね。全部あの固定している場所で、ある程度公共的なそういう空間のところにビュースポットを設定されている場合が多いですね。

【委員】

どうしてもこう、入れたほうが良いというご意見があれば、力説していただいて。こういう事例があるんですね？

【委員】

例えば大阪の代表的な文化で祭があるじゃないですか。天神祭りとかね。他の祭りも。祭りの躍動感というのはですね、写真一枚ではやっぱ表せないですよね。10秒とか15秒、少なくともですね、その時間軸が加わらないと、躍動感とか、魅力とかが出てこないと思うので。やっぱり動画はですね、入れるべきかと私は思いますけどね。

【委員】

つまり、ビュースポットは変わりないのだけれども、コンテンツの表現の仕方が一枚の絵なのか、動画なのかという、そういう議論ですね。

【事務局】

昨年度もそういう動くとか祭りの空間みたいなのを景観的にご議論いただいたと聞いておりますので、そこはまた検討させていただければなと思います。

【委員】

はい、どうぞ。

【委員】

大阪ミュージアムとの関係がどうなるか。共に何かうまくリンクするとか、その中にも既にビュースポットは沢山ありますし。今のお話なんかも、ビュースポットなのかどうか、みたいなね。ミュージアムではあるだろうっていうのあると思いますので。これご議論いただく必要があって。ミュージアムの中に、携帯のアプリで行ったらその辺りにある所全部出てくるじゃないですか。あれとても良い発信だと思うのですよね。なので、例えば今ロゴもあって何とかもあるミュージアムに対して、例えば一部のホームページにビュースポットこれですよとか出てても、発信できないと思うんですよ。なので、その辺をうまく、せっかく既に沢山集まっている情報もあると思いますので、ご議論頂くのが良いんじゃないかと思います。

【事務局】

そうですね。ご指摘の通りですね、この大阪ミュージアムとの関連は考えておりまして、ちょうど、担当部局と意見交換をさせていただいてます。ホームページとか、スマホとかまあその辺の見るコンテンツみたいなのをですね、今連携できたりしてるんですけど。十分その辺の整合を図れてないので、そこは議論継続してやっていって、うまく整理ができるようにしていきたいなと思ってます。あと、我々としては景観行政というか、先ほどどういう風に使っていくかっていうので、あくまでも景観ていうのをメインにさして頂いてまして。ミュージアム構想は割りとその文化っていう視点でですね、割と幅広く先ほどご紹介いただいたように色々ありますので、その辺の整理も含めて、概念整理も含めて、あのさせて頂ければなとは思っています。

【委員】

そうですね、今のあのお答えが、いかにもなんですけど。当然そのアーカイブになっている部分というのは、景観の視点からビューについて述べている、あるいはリサーチした、情報を集めたというのは、性質が変わると思うんですよね。観光的にやっているミュージアムと景観としてやっていく情報の、集めることも発信も違うと思います。でも、この今の主旨を拝見しますとね、シビックプライドですとか、そういう言葉が出てきて、広くそれを理解していくことによってレベルアップを図っていくっていう話であれば、専門家しか知らない、誰もそのアーカイブ知らないみたいなことではなく、うまくそのリンクしていく。もう情報はリンクするのが普通ですから、そこをうまく利用していただいて、既に立ち上がっているものと全く別のものを作るんではない取組みの方がなんか現代的でないかと思います。

【委員】

情報社会における景観スポットはちょっとちがうよ、という。

【委員】

そうです。頭出しだけは一緒で並列してあったりしても、景観的に知りたい人はこっちに跳べば良い訳で、それは整理の問題ですよね。編集の問題だと思いますので。そういう方が良いかなと思います。

【委員】

ただ、ここの中には、今日ご説明いただいた景観スポットの募集プロセスというのがひとつ入ってたんですね。どのようにそれを選定をするかの中に、まず募集しますと。一般公募しますというような、そういうプロセスがあって、それを経た上で、部会の方でも決めていくというような。そこと、今おっしゃったような、ちょっと違う、既にある、一般募集では出てきそうにないような、そういうようなものも、どうするのかっていう。

【委員】

市町村さんからすると、何を出すのっていうのが。一旦、市町さんから募集されるんですよね？広く一般じゃないですよね。

【事務局】

両方ですね。一般の人からもありますし、市町村さんからの推薦もあの当然受けたいなと思っておりまして、一応評価するときは、一応両方とも並列に並べてですね、それは先生方にあの評価頂こうかなとは思っています。

【委員】

その辺も含めて今日のご意見を頂戴した上で、どう進めるかを議論する、結構大変な問題ですね。

【委員】

この情報発信ですとか、選定をなんか数が多かったらカテゴリーに分けてみたいな、そんな話ではなくて。これはやっぱり今まで景観に携わっているとか関心のある人はそうやって積み上げて考えるってのは慣れてるんですけど、もっと違う分野の人たち。例えば、待ち歩きの案内をされている方ですとか、観光スポットを対に、宿泊施設を対に紹介しているようなシステムを組んでる事業者さん沢山いらっしゃるんですよ。そういう方々に、実は使いたいと思う、次紹介したいと思うのはどんなもの？みたいなものを選んでいただいて、それを自ら使っていただくことによって、行政で発信するSNSだとかと、違うような使われ方が出来るのではないかなと思っていて、それは逆に案内される方も、景観についてこう、学ばれたりっていう、する機会にもなりますので。そういう相互に動かせていけるようなことも考えられたらと思います。

【事務局】

確かに、マスコミとかですね、そういう情報発信する旅行会社さんとかも含めてですね、連携っていうのができてませんので、その辺は今後検討したいなと思います。

【委員】

大きな所ばっかりじゃなくて、大阪で活躍されているアドバイザーさんが沢山いらっしゃるのですよ。引き上げるって言うか、景観のこと知ってもらうっていう、ひとつの機会でもあるかなと思います。

【委員】

以前、景観100選、選んだ記憶がございまして、今回圧倒的に何が違うかと申し上げますと、前は景観の方で指導・誘導が出来る、視対象の部分を挙げている。いわゆる景観資源を挙げている100選であったのに対して、今度はそれを見る側のポイント。いわゆるビューポイント、眺望点。これを選ぼうということで、本当は圧倒的にちがうはずなんですね。それは、景観整備上なかなか指導誘導できない。逆に都計法であるとか、建築基準法や都市公園法であるとか、他の基準でここの場所の整備がされていて、景観法で整備するような視対象が、今の現行では視点場のところは指定できない。でも、授業なんかでは、非常にいい景色を見て自分がおるところが汚くてゴミいっぱいでぐちゃぐちゃしてる所から見ても楽しくないでしょうという話をよくしていまして。それをなんとか、本当は視点場を綺麗にしたいと。美しくしたい。これは、景観が見る・見られる関係にあるということで、やっぱり視点場の大事さ。視点じゃなくて。視点っていうのはポイントですけど、視点場っていうのはそこを含む環境全体が視点場ですので、その環境そのものを大事にしたいという思いが常日頃あるわけで、今回はそういう意味で非常に画期的なお話だと拝聴しておりました。ですから、ビューポイントという、いわゆる眺望点を調べて、っていうのは非常に良い話だという風に理解しております。ただ、色んな方向から見えるとか、視点場から色んな方向を見たりとか。太陽の塔の話は、ビューポイントはいっぱいあってもいいはずなんですね。本当は。それが視対象の方でいくとひとつなんですけど、実は視点場はいくつもあってもほんとは私なんかは良いと思っておりましてね。ですから、眺望点調査って言うのは、このいろんな見るところのポイントを全部、こっちの方はできたらバラバラに本当はして頂きたくて。これはまた部会で議論されるんでしょうけどね。そういうことが求められるんじゃないかなという風に思います。ただ、他の市の話しても仕方ないんですけど、「とよなか百景」は市民意見を聞いて、専門家の意見を聞いて、これダブルでやらせて頂いたんですよね。それで、応募したときに、専門家が選んだ場合と、専門家が選んだものに対して市民の人たちと意見が違ったらどうするの、というようなですね。いろんな問題が出てくるわけですよね。どう選出していくのか。大阪市では、各区毎に景観資源調査を現地をちゃんと見て、これは区役所から抽出されてくる、区役所は市民の方に色々話を聞いて、抽出されてくる資源を委員が全部見に回って、各区毎にそれを選考するかっていうのを、数個から何十個まで、区毎に違うんですけど、区役所さんが選んできたものに対して見て回って、景観資源として登録するということをやっていきました。これを府に置き換えると、市町村の方々から挙げてきて頂いたもの、市民の方に挙げてきて頂いたもの、これを全部やると非常に多い市があったりとかですね。これをどういう風に選択していくのか。これはまた部会で話をされるんでしょうけど、かなりこう、密度で言うとすごい密度のものと、かなり薄い密度のものと、バランス感覚をどう持っていくのかですね。ですから、20個ずつくらい選ぶということではなくて、何百と出てくる可能性もありますしね。ですので、その辺りでやってみないとわからないという所もあるんですけど、どうするかですね。

大阪市はそれ以前に、あなたの好きな風景を教えてくださいと。好ましい風景はどこですか。それも生活景、日常生活の中で気に入る風景。それともう一つは、大・大阪市として好きな風景。ですので、地元のちょっとした街角が出てくる風景であったり。懐かしさとか思い出とかっていう基準ですし。大阪城とかというのはかなり有名なビューポイント。先ほどのミュージアムもそうですけど、そういうのを選んでくるのか。その辺のものと、あとは写真撮ってくださいと言ったときに決めとかないといけないのが、「これは綺麗だな」とこればっかり写真送ってこられる視対象の、いわゆる単体景。それから、通りとしての通りの景観。それから面で撮ってこられるような広い広域の、いわゆる眺望点。これらをどう区別していくかによって、「これはやめて下さい」というようなことを言うのか。視対象じゃないんで。そういう基準も含まれた上で写真なんかは集めていく必要があるかな、という風には感じました。以上です。

【事務局】

一点だけ。先ほど先生が最初に仰ったビュースポットの件ですけれども、先ほどの山梨県なんかは勉強させていただいたら、ビュースポットについてかなり厳しく選定をされていまして。良い景観は見えるんだけれども、ビュースポットの所が、例えば草がボーボーであったり、そういう所については、一応あそこは公共施設を対象にしているので、他の部局、公園を管理しているところに対して「ちゃんと整備してください」と。市町村でしたら市町村の方に「いつまでに綺麗にしてください」とか、お願いレベルなんですけれども、きめ細かく視対象をちゃんとするための努力をされているということを我々学びましたので。見る場所を確保していくということは、きっちりやっていければなと思っております。

【委員】

この書類を見せていただくとかなりの覚悟をされているのかなという感じがしたんですね。というのが、私も大阪市の区に行く前の全体の時の景観資源を選ぶ最初の役をしていたんですけど、そのとき9000件の中を整理されて選んだ記憶があります。どのくらいやってくるかわかりませんけど、かなりの覚悟がいるのかなというのと、20で何年というのも政策的にはかなりの覚悟かなという風に思うのと。16ページに書かれている、「ビュースポットの検証」と書かれていますけど、定期的に確認するの、これは中々の大変なことだなという風に思います。ですから、本当にゆるい感じでいっぱい選んであげて、そしていろんな人に活用してもらうっていう方向をめざすっというのもあると思いますし、20も無くてもいいから絶対誰もが推薦できるスポットだっていう所をきちっと選んでいって、そこをメンテナンスも責任から大阪府が取っていくぐらいの覚悟でやっていくとかですね。何かきちっと方向性を決めないと、豊中市さんでも100選んだけどやっぱりなくなっていくものがあって、選びなおしをするっていうことがありましたので、かなり長期に政策として考えないといけない覚悟がいるなと思いました。

【委員】

ありがとうございます。大阪府さん、事務局さん、大丈夫ですか。

【事務局】

確かにそこは、先ほど○○先生もおっしゃったようにどのくらい出てくるのかというのは、色々聞くんですけれども、中々わからなくてですね。岸和田市さん、豊中市さんが先行的にやられていたりするのですけれども、そこで聞いたのは何百とか出てきたりしている場合もありますので、そこは出来るだけ皆さんのご意見を聞いて、どのくらいの事、形ができるかを考えていければと思っております。

あと、先ほど仰ったように、ビュースポットをどう使っていくかですね。山梨県みたいにきっちりやっていくのか、できるだけ良い所を見てもらうのか、軽い形でやるのかですね。その辺のスタンスは我々も揺れ動いている所でありますので、部会の中できっちりご議論して決めていければと思っております。

【委員】

ありがとうございました。色々課題があるけれども、ビュースポットの発掘と情報発信ということで、今回は視対象ではなく視点場の方に重点が置かれている。先ほどの委員のコメントのようにですね、視点場の方に重点があって、これは私勝手に言い換えるとね。エッフェル塔と沢山つくることやなぁという気がしました。つまり、パリで一番景観が美しいところはエッフェル塔の中に立つことでありまして、理由はエッフェル塔が見えないからというね。かつて有名な景観論でございましたけれども。しかし、今やエッフェル塔は世界的な観光資源になって、あんな美しいものはないということになってますんでね。場所の開発という、発掘ということと、足元を綺麗にするという議論もございましたけど、観光だけではなくて、いわゆる有名な場所にしていくという、景観的に良い場所にしていくというそういう意味合いがあって、やっぱり視点場っていうところを沢山いいものをつくってこれからいくつになるかどうか課題としてあるんですけれども、出発めざして、景観行政を進めていきたいという、そういう主旨で今年度の取り組みということでお認めいただけますでしょうか、という所に落としたいと思いますので。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

【委員】

すいません。最後にひとつだけいいですか。今日発言しようと思ってなかったのですけど、僕も行政職の方に携わる人間なんで、学者さんの方から色々お話もあったんでしょうけど。逆転の発想をしたら、景観が一番悪いで大賞を選んでいくみたいな発想がいいのかなと。さっきの○○市さんのここは一番みっともないでしょう大賞、とかね、そしたら大阪府の首長さんなんて、褒めてもらいたいって思ってるようなやつらばっかりですから、そんなことやったら急いで直せとかいうの。そういう競争をさせるのもええかなと僕は思ってるくらいなんですよ。そうしたら、大阪で景観的に悪くないようなところが出てくる。そういう逆転の発想もあるということを。良いものは良いというのはわかります。ですけどその太陽の塔でもね、文化的な価値がと言い出したのはついこの間のことであって、ちょっと前まではぶっ壊せって言うてたんですよ。だからそれくらいの文化と僕らは認識をして、大阪のまち、景観をどうしてくのかっていうのを取り組んでいかないと、行政職が、我々の立場の人間が、あのビュースポットこれもいいですね、あれもいいですねっていうのはわかりますけど。淀川もいいですねって言いますけど、洪水が来て河川の脇に立ってる木に破れかけたぼろぼろのビニール袋が、スーパーの袋がいっぱい掛かってて、歩いている人が、それが景観？なんですか？って話になるんです。だから、そういうことも考えると、大阪府民に景観ちょっとみっともないで賞みないなのを、あんたが優勝で百万円ですっていったら、その町の首長はプライド持ってでも百万円の賞金も使って直しますよ。だから僕はそういう逆転の発想も絶対必要なので、いいとこいいとこっていう目線もあるけれども、そういう行政職って言うのは逆転の発想も持って欲しいっていうのが。例えばの例ですが。そういうのも考えて欲しいなと思います。以上です。

【委員】

それはある種の罰を与えるという意味ですか。

【委員】

罰じゃないじゃないですか。大賞ですよ。だからそれを選ぶのが専門家の皆さんであったらいいわけですよ。

【委員】

それは景観阻害要因っていう言い方をして、景観論の基本になるんですけれども。景観阻害要因をなくしていく行政をするか。景観形成要因ですね、良いものを作り出していくれる要因を育てていくかっていうのも、今まで解けない問題としてずっとあるんですが。当初は景観阻害要因を指摘できたんです。これをやろうとするとですね。必ず行政がやろうとすると補助金を出さないといけないとうことになるんです。

【委員】

出したらいいんですよ。

【委員】

そこが難しいですよね。補償しないといけない。

【委員】

出したらいいんですよ。大阪府が取組もうとしていることなんだから。

【委員】

というご意見ですがどうでしょうか。

【事務局】

中々難しい問題ですけれども。例えば、後ほどご紹介しようと思ってたんですけれども。百舌古市古墳群の世界遺産の取組みということで今、進めていますが。その中で、昨年度屋外広告物条例のことも議論いただいたんですけれども、その二・三年前に景観審議会でですね、屋外広告について規制強化ということをさして頂いて、そこで大きな看板とか、そういうものを認めないということにしています。今回、百舌古市古墳の世界遺産を目指してということで、委員からもありましたように補助金を出して撤去をするというふうな事で、今年度予算をつけてやっていこうということで、これは○○先生にもご説明させていただいたところ、もっと府が率先してやらなあかんというご指摘も受けておりまして、我々も市町村さんと一緒になって屋外広告物業者さんの方に直接たずねて、条例上、既存不適格ということで。直ちに違反ということではないんですけれども、二・三年後には猶予期間が切れますので、撤去してください。その間であれば補助金を出しますということで、府も市町村さんと一緒になって、例えば大手のコンビニの本社ですとか、スーパー、直接店長をやられているところに行ってもダメですので、本社へ行って直接屋外広告物について撤去してくださいと。エリアは百舌古市古墳群のエリア限定になるんですけれども。そういった取り組みも進めておりまして、景観阻害要因の部分での取組みもしつつ、これはエリア限定ですので十分とはいえないのはわかっているのですけれども、そんな取り組みも今後色んな機会を見つけてやっていきたいなという風に考えております。

【委員】

よろしいですか。ユニークなお話が出たので、おもしろいなと思って聞いておりました。最初の話に戻ってしまいますが、ビュースポットの発掘も大事ですが、その場所をどのように広く発信していくかという手法が大切ではないでしょうか。この手法、広報ということだと思うんですけれども、広報ということ自体が一般府民といいますか、市民の方々の景観に対する意識をできるだけ醸成して、景観をうまく受け止めてもらうことじゃないかなと思っています。発表の仕方あるいは活用の仕方についてのお話がありませんでしたが、せっかく景観に対する認識を醸成するべくすすめているのであれば、ビュースポットの発掘を通じて、市民の皆様の景観に対する認識や意識を醸成するための発信方法を考えるべきではないでしょうか。

【委員】

そのあと始末はどうなの、という。

【事務局】

資料の17ページもご紹介させていただいているんですけれども、ここらへんも景観審議会の先生方、それから部会の皆さま方にもお知恵を頂きたいという風に思っておるんですけれども、景観まちづくりの活用のきっかけづくりという風なこととですね。それから、先ほど申しましたような公共事業なんかにも、山梨県さんも富士山が見えるビュースポイントにおいて公共事業をそれにあわせてどうするかというところに活用しているようですけれども、大阪府の場合、富士山みたいにどこからでも見えるようなものはありませんので、それぞれのビュースポットに近いようなものが公共事業にあるのであれば、それにあわせたようなデザインとかですね、配慮してくださいというような使い方もあるかなと思います。それから、３つ目がですね、それを生かした観光振興というのは先ほど○○先生、ミュージアム構想なんかで使っているんですけれども、観光だけじゃなくて、そこに住んでいる方がここに住みづつけたいなと。景観の良い所には人が住み続けたいというようなニーズがあるんじゃないかなという風に思いますので、そういうシビックプライドというかですね、そういう風なところで視点場含めてですね、良いまちにしていくと大阪に住もうということで、人口の定着にも繋がるんじゃないかと。そういう風な使い方にしていきたいと思うんですけれども、具体的にどうしていくかはですね、今後の検討課題ではございますので、また委員の先生方にもご助言、ご意見いただけたらありがたいなと思っております。

【委員】

そういう議論もありますが。○○委員、どうぞ

【委員】

ビュースポットの選定ということなんですけれど、結局選んだところでそれが発信されなかったら意味がないと思うんですね。ですから、どうやって選ぶかという過程よりも、これをどう発信していくかの方がむしろ大事じゃないかなと。どう発信するかということが決まれば、募集の仕方もわかってくるでしょうし、先ほどお話に出た動画が有かどうかっていうことも答え出ると思うんですけれども。今もうSNS大分流行ってますんで、twitterなりインスタグラムなり、一般からも広く募集してもいいんじゃないかなと。そうすると非常に何万とか集まってくるかもしれませんけれども。それでいったら単純に“いいね”だけでかなり選定できるんですよ。非常に楽だと思うんです。むしろ。行政として拒否権も発動するべきだと思うんですね。それはふさわしくないというところも出るかと思いますので。むしろもしかしたら、こんな皮肉的な景観があるというので、そこに“いいね”が集まるかもしれないわけですよね。プロから見たら決して選ばれないようなところに“いいね”が集まることもあると思うので、そういったことも活用して、それであればひとつ発信して若い方に広げていただいたらそこから更に広まりしますし、単順に“いいね”だけで選定できると。ある意味手も抜けるのではないかということのご提案させていただきたいと思います。

【委員】

すいません。時間割るかもしれないですがちょっとだけ。今のお話でね、悪くないと思うんですけれども、SNSで発信されるって切り取ったらどうでしょうね。先ほどもちょっとお話があったとおり、そういう環境に立ってそこを見るからこそ、それがより響くと言いますか、そういうビュースポットもあるんじゃないかなと。そういう意味では、住民の方が、沢山お見えになったら迷惑されるとか色んな事情があるかもしれませんが、やっぱりそこを訪れていただけるような仕掛けや実際の環境に立ってこの景色を大切にしたいなと思ってくれる人をいかにつくるか、またそんな人をたくさん作るかではないでしょうか。「この景色、いいね！」だけではなく、「この環境を守りたいね、」「子供たちにも残したいね」という人をいかにつくるかが今回の本来の趣旨ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

おっしゃるとおりじゃないでしょうか。今ある状態が最高の美しさのレベルだとは誰も評価するわけじゃなくて、更に良くしたいからそこを選んだとかですね。そういうのも当然あってしかるべきだろうと思うし、ダイナミックな環境であるということを前提に選んでいくという、そういうことですよね。

【事務局】

先ほど委員がおっしゃった、他の府県さんも現地に行ってもらうためにどうしたらいいかというのを結構考えてらっしゃいまして、現地でパネルを作ってですね、そこでしか情報を得られないような工夫をしたり、ピンポイントみたいなポールを立てて「ここで見るんですよ」ということで、そういう工夫もされたりしてますので、ご提案のあったSNSとかですね。先ほどご紹介しましたビュースポットカードですね、マンホールカードと同じような、そういうカードを地域の市町村に行ってもらって現地に行かないと貰えないとかですね、そういう現地に行って頂いて感じて頂いてそこを守っていく、そういう意識啓発みたいなものを、今良いお話を頂戴したので、そこも含めて検討していきたいなと思います。

【委員】

では最後に。

【委員】

ビュースポットのところで、ふたつほど。全然違う視点なんですけれども、ひとつは、環境アセスメントの委員をしているのですが、景観の視点場には毎回毎回とても困っているんです。環境アセスメントの時には必ず大阪城から見る、通天閣から見る、この頃はハルカスから見るといった視点場があります。そこから見るっていうことだけしか決まっていなくて、そこから見たこの景色を守るという風なシュミュレーションではないんですね。ここから見たら、あのマンションひとつ増えたね、っていうだけのことでそれをどう評価するのかとっても難しくて。やはり、ここから見たときのこの景色、っていうのをいくつか大阪府できちんと示して欲しい、示すようなことできたらなあと思います。それから、もう一つは観光客の方というか、まちづくりに結びつくようなことですが、私は「ご来光カフェ」が大好きなんですけれども、「ご来光カフェ」っていうのはその時、その時間でしか見れない景色を見に行くってというものです。あのビルとビルの間からお日様が上がるとか、太陽が沈むとか、そういう風な時間限定の今しか見れないものっていうのを、きちんと捉えるっていうのもひとつの方法かと思います。それはインスタグラムなんかで発信される、その時間にえらいことになるかもしれませんけど。その時間にそこを目指すというだけでも、それからまちづくりをこれから進めるという意味でもとてもいいことだと思うのでそういうものをストックするというようなことも必要かなと思います。

【委員】

ありがとうございました。最後のご意見は、空間的な視点場開発以上に、時間的なその場所の開発も視野に入れてくださいという、中々そうかなという感じがしましたので、部会の方できめ細かく検討していただけたらありがたいということで。この辺でよろしゅうございますか。３つ目のビュースポットの発掘と情報発信、今年度の取り組みで進めて参ることにつきまして、了解いただければ部会でやりたいと思います。ありがとうございました。

ということで、先ほどから部会、部会ということで名前が出ておりましたけれども、ここで部会の設置について各委員のご理解を頂戴したいと思います。

【事務局】

すみません、先ほどから何度も出ておりますのでちょっと今更みたいな話になりますけれども、先ほどからご説明していました今年度の取り組みの内の、公共事業のPDCAサイクルの件、それからビュースポットの発掘・発信に取組む件ですね、この二つについて具体的な制度内容を検討するために、大阪府の景観審議会の規則の第六条第一項の規定に基づきまして、景観審議会の中に景観ビジョン推進部会を設置して頂いて議論を深めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

というご提案でございましたけれども、よろしゅうございますか。お認め頂けますでしょうか。ということでありましたら、推進部会の委員の方は、これは、会長が決めるということで。

【事務局】

会長よりご指名いただくということになっております。よろしくお願いいたします。

【委員】

拒否権は無いようでございますので、勝手に事前にメモを頂いております。読み上げさせていただきますと、７名の方にお願いしたいと思います。学識としまして、私は入らして頂きますが、岡絵理子委員。関西大学の環境都市工学部の教授。それから横山あおい委員。有限会社エイラインの代表です。それから若本和仁委員。大阪大学大学院工学研究科の准教授でございます。以上四名の学識に加えまして、業界様の方から、加藤精一委員にお願いしたいと思います。大阪府建築士事務所協会の理事という肩書きでお願いしたいと思います。それからもう一方、髙見徹委員。大阪屋外広告美術共同組合の理事長ということでお願いできればと思います。加えまして、専門委員として、藤本英子委員にお願いできればと思います。京都市立芸術大学美術学部教授でございます。以上七名で推進部会を立ち上げて、決めさせていただいて、三回ほど議論させていただいたものをこの場に報告させていただければと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。認められたということで、お返しします。

【事務局】

＜資料3　説明＞

【委員】

以上で今年度の取り組みに関しましての議題を終了したいと思いますが、他に議題ではなく報告ということで事務局の方から一点ございますので、お願いします。

【事務局】

　＜資料4　説明＞

【委員】

　はい。一番目のものは去年即日答申したものですね。何かご質問はありますでしょうか。

これは31年の古墳周辺地域の世界遺産の登録までに適性化を図ると書いてありますが、これは長崎県の今回認められたものは一年遅れましたが。イコモスが来て登録が危ないということで取り下げてそれで一年おくれたのですけれども。遅れたらどうなるのと。そこまで考えてなかったでしょ。

【事務局】

　そこまで考えは及んでいませんので、その時点でまた検討させていただきます。

【委員】

　もしそうなればお金がかかりそうなので、少しご心配申し上げただけです。

何かご質問なければ、今日の議案は以上でございます。